

市民ボランティアの会 会則

(名称)

第1条 本会は、市民ボランティアの会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、難民などの外国人、困窮する日本人を支援する活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条

- (1) 勉強会等を通じて、難民の祖国の社会状況を地域社会に知ってもらう活動
- (2) 難民の祖国の文化や芸術を地域社会に広め認知度を高める活動
- (3) 難民と日本人の交流会開催
- (4) 難民が地域社会へ貢献する活動の企画

(事務所)

第4条 本会の事務所は、東京都豊島区上池袋に置く。

(会員および会費)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。会費は徴収しない。

(役員の種類)

第6条 本会には次の役員を置く

- (1) 代表 会を代表し、会務を統括する。 1名
- (2) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。 1名
- (3) 幹事 年に1回会計年度終了後に監査を行う 1名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(任期)

第8条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財政)

第10条 本会の活動に要する諸経費は、会員各自が都度拠出するものとする。

(監査と報告)

第11条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。但し、会員の承認を得なければいけない。

(付則)

この規約は、令和5年4月1日から実施する。